

変異原性が認められた届出物質として指針に基づく措置を要請した物質のうち、措置の対象から除外する物質

	安衛法官報公示 整理番号	CAS No.	名 称
1	1-(2)-245	205592-53-6	(±)-1, 1'-(エチレン)ビス(1, 2, 3, 3a, 7a-η-1H-インデニル)ジフェノキシジルコニウム(IV)

(除外する理由)

上記の物質は平成24年12月11日基発1211第4号「変異原性が認められた既存化学物質の取扱いについて」において強度の変異原性が認められた既存化学物質としていたが、今般、事業者から新たな試験結果が提出され、専門家が評価した結果、当該物質の変異原性はないとの意見が得られたので、除外する。

(※)

当初行われた変異原性試験に用いた溶媒であるジメチルスルホキシドと上記物質が反応し、強度の変異原性が認められる物質に変化することが判明した。新たな変異原性試験には、上記物質と反応しないエチレングリコールジメチルエーテルを溶媒として試験を実施し、変異原性がないことが確認された。

なお、上記物質自体には変異原性はないが、ジメチルスルホキシドと反応して強度の変異原性が認められる物質に変化することから、取り扱いには注意する必要がある。